

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 策定支援業務委託仕様書

1 業務委託名

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援
業務委託

2 業務実施場所

船橋市役所介護保険課ほか

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の目的

船橋市の高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら、将来のサービス・給付・保険料の水準を推計し、第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定する。

また、令和5年度に認知症基本法が成立したことに伴い、第1期認知症施策推進計画を策定する。

本業務委託は、要介護者等を含む高齢者の生活状況やサービスに関するニーズを把握するために高齢者生活実態調査等の実施、船橋市の高齢者のニーズや高齢者を取り巻く環境及び介護保険の利用推移を分析、他の計画との調整及び計画書の作成等の業務の一部を委託するものである。

5 業務の体制

受注者は本業務委託の遂行にあたっては責任者および担当者を置き、発注者の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者および担当者は、介護保険・高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉などの福祉分野における市民の意識・ニーズ調査の業務及び計画策定等の支援業務に過去5年の間に従事した経験を有する者とする。

受注者は、発注者が本業務委託の目的を達成することが困難であると認めた場合には、事前に発注者と協議のうえ担当者等の交代を行うことができるものとする。

6 業務の内容

I 高齢者生活実態調査（令和7、8年度）

(1) 調査の目的

本調査は、船橋市内の高齢者などの生活実態や健康状態、介護保険および保健福祉サ

ービスなどに関するニーズを把握し、これを第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・第1期認知症施策推進計画との一体的な策定の基礎資料とすることを目的として実施するものとする。

(2) 調査項目等

①調査における基本方針と重点項目の提案・設計

②調査票の提案・設計

- ・高齢者基本調査票
- ・要介護高齢者調査票
- ・ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査票
- ・若年調査票
- ・介護人材実態調査票
- ・居所変更実態調査票
- ・在宅生活改善調査票
- ・ケアマネジャー調査票（個人）
- ・ケアマネジャー調査票（事業所）

(3) 調査の実施

①調査の種類

高齢者基本調査

- ・調査趣旨：船橋市内24地区コミュニティ単位の高齢者の実態、潜在的なニーズを把握し、本計画の策定等の参考とする。国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」をベースに船橋市独自の設問を付加した調査。
- ・調査対象：12,000人（500人×24地区）、65歳以上の船橋市民（要介護認定者を除く）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収

※24地区コミュニティ…市内の地域的な視点にたつて行政を行うとともに地域ぐるみの様々な活動を促進するための区域として、市が設定したコミュニティ。

要介護高齢者調査

- ・調査趣旨：船橋市内24地区コミュニティ単位の要介護認定者の実態、潜在的なニーズを把握し、本計画の策定等の参考とする。国が示す「在宅介護実態調査」をベースに船橋市独自の設問を付加した調査。
- ・調査対象：9,600人（400人×24地区）、65歳以上の船橋市民（要介護認定者）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査

- ・調査趣旨：船橋市内24地区コミュニティ単位のひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の実態、潜在的なニーズを把握し、本計画の策定等の参考とする。高齢者基本調査と調査内容は同じである船橋市独自の調査。
- ・調査対象：12,000人（500人×24地区）、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯（要介護認定者を除く）
- ・調査方法：郵送配付・郵送回収

若年調査

- ・調査趣旨：第2号被保険者の介護保険制度に対する考え方等の把握をする船橋市独自の調査。
- ・調査対象：1,000人、40～64歳の船橋市民（要介護認定者を除く）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収

介護人材実態調査

※令和7、8年度に1回ずつ計2回

- ・調査趣旨：船橋市内各介護事業所における従業者の就労状況について実態等を把握するとともに、今後の介護人材確保対策の企画・立案に活用する。国が示す「介護人材実態調査」をベースに船橋市独自の設問を付加した調査。
- ・調査対象：市内介護保険サービス事業所（600事業所程度）
- ・調査方法：発注者及び受注者協議により決定

居所変更実態調査

- ・調査趣旨：施設・居住系サービスでの生活の継続性を高めるために必要な機能や、外部サービス資源との連携等を検討し、具体的な取組につなげていく。国が示す「居所変更実態調査」をベースに船橋市独自の設問を付加した調査。
- ・調査対象：市内高齢者施設等（200事業所程度）
- ・調査方法：発注者及び受注者協議により決定

在宅生活改善調査

- ・調査趣旨：住み慣れた地域での生活の継続性を高めるために必要な支援やサービス、連携のあり方を検討し、介護保険事業計画に反映していく。国が示す「在宅生活改善調査」をベースに船橋市独自の設問を付加した調査。
- ・調査対象：市内居宅介護支援事業所（200事業所程度）
- ・調査方法：発注者及び受注者協議により決定

ケアマネジャー調査（個人）

- ・調査趣旨：介護現場からの介護保険制度の問題・課題、介護サービスに対する実態やニーズを把握する船橋市独自の調査。
- ・調査対象：市内ケアマネジャー（600人程度）
- ・調査方法：発注者及び受注者協議により決定

ケアマネジャー調査（事業所） ※令和7、8年度に1回ずつ計2回実施

- ・調査趣旨：船橋市内の介護事業所におけるケアマネジャー確保の実態やケアマネジャー確保の為にの取り組み状況を把握し、今後の施策に係る検討の基礎資料として活用することを目的とする船橋市独自の調査。
- ・調査対象：市内居宅介護支援事業所（200事業所程度）
- ・調査方法：発注者及び受注者協議により決定

②調査依頼等の方法

調査対象者の名簿及び調査票の引き渡し方法及び返却方法については、契約締結後に別途協議する。ただし、調査対象者抽出に関しては委託内容に含む。

（4）分析

- ①上記の全調査票の集計及び調査結果分析（船橋市内24地区コミュニティおよび5圏域別・属性別集計、設問間のクロス集計・要因分析等を含む）
- ②高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策の推進に向けたニーズの把握
- ③船橋市内24地区コミュニティおよび5圏域毎の特殊性の把握
- ④認知症施策推進計画策定のためのデータの把握・分析

（5）業務委託の範囲、内容

- ①調査項目の検討
- ②調査票の作成、印刷
- ③調査対象者の抽出作業
- ④発送用・返信用封筒の作成、印刷
- ⑤調査票の発送、回収
 - ・郵送費及び回収費等も調査に関わるすべての費用を負担すること
 - ・回収率を上げるためお礼兼督促状の印刷・発送を行うこと
 - ・封筒は、発注者指定の仕様で作成し、使用すること（作成費用等は負担すること）
- ⑥コールセンターの設置
- ⑦調査結果の集計、分析
- ⑧調査結果報告書の作成・印刷（印刷費も含む）

⑨調査に必要な事項に係る発注者への助言支援

⑩高齢者生活実態調査等に係る会議等の運営支援

- ・ 4回程度開催予定の会議への出席、助言を行うとともに、検討結果を報告書に反映する。また、議事録及び検討資料を作成すること。

⑪前回の調査結果との比較・分析

⑫報告書完成後の郵送業務（郵送費用を含む）

⑬その他

- ・ 調査票の発送に必要な宛名ラベルを作成すること

※第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に向けて令和4年度に実施した調査をベースとしている。新たな国の通知（令和7年夏頃予定）により、調査内容は変更する可能性があるが、変更した場合でも協議のうえ出来る限り対応すること。

(6) スケジュール

令和7年12月頃 調査実施（予定）

令和8年6月 調査結果報告書および概要版作成・納品

※高齢者生活実態調査等に係る会議（令和7年8月から令和8年3月にかけて4回程度開催予定）

II 計画策定（令和8年度）

（1）船橋市における高齢者を取り巻く現状と課題の整理

人口、第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、サービス利用等の状況及び高齢者生活実態調査報告書等を活用し、船橋市における現状を分析・整理し、課題の抽出を行い、それらのデータを基に第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の量的推計等を行う。なお、給付分析にあたっては発注者の指定する単位をもって分析・推計するものとする。また、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況を評価し、課題を抽出する。

本業務委託においては、船橋市の高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら、高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、将来のサービス・給付・保険料の水準を推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を計画に反映させる。なお、船橋市総合計画や船橋市地域福祉計画などとの調整を行い、整合性を保つよう計画に反映させる。

また、上記を推進するためには、地域における介護に携わる人材の確保が不可欠となるため、今後の高齢化の進展と併せて、船橋市の現状を分析し、介護人材確保に関して課題の抽出を行う。

また、認知症施策推進画を策定することとしていることから、認知症に係るデータの把握・分析を行い、課題の抽出及び同様の量的推計等を行う。

（2）計画書素案の作成及び計画案の策定支援

発注者との協議により、第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・第1期認知症施策推進計画の施策の体系を設定する。また、体系に沿って計画案の策定を支援する。

（3）会議の運営支援等

①庁内等における検討会議への出席・会議資料等の作成支援及び印刷

船橋市介護保険事業運営協議会（4回を想定）、船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（5回を想定）、その他検討会（3回を想定）に出席し、議事録（逐語録）等を作成する。また、会議の開催に先立ち、会議資料等の作成を支援する。

②地区説明会にかかる資料等の作成支援及び発送業務（資料印刷費も含む）

船橋市民への説明の場である地区説明会（船橋市内5圏域で各1回、計5回を想定）に出席し、議事録（逐語録）を作成する。また、説明会の開催に先立ち、資料等の作成を支援し、地区説明会の案内として行う町会への周知に関わるチラシ作成、印刷、発送業務（郵送料など発送に関わる全ての費用）。

※約1,000か所に発送、計20,000部程度作成を想定。

③パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント（令和8年12月頃を想定）の実施につき、パブリックコメント資料の作成（資料及び返信用はがきの印刷代・郵送代含める）、パブリックコメント結果の取りまとめ等につき支援する。

※約90か所に発送、計100冊程度作成を想定

（4）計画書の作成

上記（1）から（3）を取りまとめ、計画書を作成する。

計画書は、A4版220ページ程度、本文の文字は12ポイント程度を基本とする。

※ページ数は目安であり、事業計画に必要な内容が網羅されているようであれば、220ページを下回ったとしても差し支えない。

計画書の作成にあたっては、図表等を用いながら、わかりやすい構成・内容となるよう配慮するものとする。また、わかりやすい概要版の作成を行う。

（5）計画書の発送業務

関係機関や関係課への発送業務（郵送費含む）。

7 納品するもの

・高齢者生活実態調査

成果品「調査報告書」 納期：令和8年6月

- ・印刷製本（用紙：環境配慮用紙を使用すること、製本：無線綴じ）
- ・電子データ（Word形式及びPDF形式、数値に関してはExcel形式。DVD-Rに保存し、納品する。）

① 「高齢者基本調査、要介護高齢者調査、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査及び若年調査」

印刷製本300部（A4版300頁程度、1色刷り）

※別途、概要版も印刷製本300部（A4版20頁程度、1色刷り）

② 「ケアマネジャー調査報告書」

印刷製本5部（A4版120頁程度、4色刷り）

※ 調査ごとに、完了した時点で電子データを随時提出する。

※ その他、成果品の具体的な内容については発注者と協議の上、決定する。

・計画策定

成果品「計画書」

① 「第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・第1期認知症施策推進計画」素案

電子データ（Word形式及びPDF形式、数値に関してはExcel形式）。

DVD-R に保存し、納品する。)

納期：令和 8 年 8 ～ 1 1 月（予定）

- ② 「第 1 1 次高齢者保健福祉計画・第 1 0 期介護保険事業計画・第 1 期認知症施策推進計画」完成版

印刷製本 4 0 0 部（4 色刷り、用紙：環境配慮用紙を使用すること、製本：無線綴じ）及び電子データ（Word 形式及び PDF 形式、数値に関しては Excel 形式。DVD-R に保存し、納品する。)

納期：令和 9 年 3 月

- ③ 「第 1 1 次高齢者保健福祉計画・第 1 0 期介護保険事業計画・第 1 期認知症施策推進計画」概要版

印刷製本 4 0 0 部（4 色刷り、用紙：環境配慮用紙を使用すること）及び電子データ（Word 形式及び PDF 形式、数値に関しては Excel 形式。DVD-R に保存し、納品する。)

納期：令和 9 年 3 月

※ その他、成果品の具体的な内容については発注者と協議の上、決定する。

8 作業の進捗状況

責任者は、その進捗状況を管理するとともに、発注者に月 2 回以上、進捗報告等を行うものとする。なお、打ち合わせ等で話し合われた内容については、概要を作成し、速やかに提出すること。

受注者は委託期間において、適宜中間成果物の提供を求められた場合は、発注者の指示に従うものとする。

9 資料の貸与

本業務委託の遂行上必要な資料で発注者が所有しているものについては貸与する。

1 0 委託料の支払いについて

発注者は、本業務委託の完了を確認した後、支払請求書を受領した時は、その日から起算して 3 0 日以内一括して業務委託料を支払う。(令和 7、8 年度ごとの支払い)

1 1 機密保持及び個人情報保護

本業務委託に関連して知り得た発注者の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」、「船橋市情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順」等を遵守し、契約期間中はもとより契約期間後も、第三者に漏らしてはならない。

1 2 その他

本仕様書に定めのない事項に関しては、双方協議のうえ決定する。

受託候補者の提案をもとに協議を行った結果、必要に応じて仕様の追加・削除を行うことは可能とする。